水島憲法　３

旧優生保護法の賠償命令立法成立：

* 優生手術救済法成立
  + この法律には前文がついている。首相の談話と類似した内容：**今までの立法が誤っていたことを詫びる→めっちゃ重要！！！**
  + 立法府が謝るべく所を首相が政府を代表して謝罪している→立法過程におけるチェックの必要、被害者は不満。
* 旧優生保護法→現在は母胎保護法になっている。（妊娠中絶の法的根拠）
* 革新的議員が立法したが、本来の趣旨とは離れて障がい者の不妊手術強行の根拠となった。
* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律：ハンセン病の隔離の根拠となったらい予防法を反省して前文を加えている。人権の尊重を内容とした。

「脱２４時間」拒否に独禁法；

* フランチャイズのトップがその支店に２４時間運営を強制、しない場合はペナルティ。
* 独禁法の２４条の６：正常な商慣習に照らしてみて不正に不利益を与える行為は、優越的地位の濫用に値する。これに基づいて公正取引委員会が介入。  
  → But このとき公正取引委員会が朝日新聞に情報を漏らして記事を作って世論調査、ポジティブだから決行ということになった？検討するの言葉。

授業内容：

マグナカルタ：

* イギリスのジョン王の代の1215年に成立した。
* 税金についての法律として知られる
* ２９条　裁判官の裁判によらなければ王は人を逮捕したり投獄したりできない→日本国憲法３３条と類似した内容。

→立憲主義というのは権力者の権力範囲を規定し、制限する。それにより人民の自由を守る。

* 実は人民保護法に先立っていた。
* 権力者の権利を制限し、行動を縛り、人民を守るような**中世的立憲主義**が存在した。（**中世的立憲主義**は身分社会を想定→ 封建的束縛は続いていた）
* **近代的立憲主義**とは、人民が封建的緊縛から解放され、自由な個人として確立し、人権と諸々の自由と権利を保障するための制度。

権力分立：

* モンテスキューなどに代表される**古典的権力分立論**は身分制度と調和して存在していたため、人権というものの保障を目的とはせず、権力機構の腐敗と悪行を防ぐためのもの
* アメリカのバージニア権利章典や独立宣言、フランスの人権宣言において初めて**人権と権力分立の融合が図られた。**→以降の権力分立論の姿を規定。
* バージニア権利章典
  + トマスペインの「コモンセンス」のinfluence を受ける。
  + 権利（人権）の保障と権力の分立を内容とする
  + 奪うことのできない固有の権利（基本的人権）を謳う。そして全ての権力は人民にある。政府の権利は人民に依拠する。
  + フランス人権宣言の源となった。
* 独立宣言→フランスの人権宣言、1791、93、95年憲法→合衆国憲法
* 独立宣言
  + トマスジェファソン、**選挙による専制主義**を危惧。   
    政治の際は、**猜疑心**を持って接さなければいけない。立憲主義のベースには、信頼ではなく懐疑がなくてはいけない。  
    憲法というのはこの疑ぐりの視点を提供する。
* 権力は腐敗する。絶対的権力は絶対的に腐敗する。  
  憲法はこれを阻止するために大統領制においては任期を定めている→日本は任期がない
* 日本においては**総裁総理**という言葉があるほど、自民党総裁と総理の一致とその任期の無制限が問題となっていた、BUT  
  → 自民党総裁は**任期は二つまで**（三選禁止）。総理の任期は無制限。
* ワイマール憲法の極度な権力分立
  + 人民もイニシアティブによる立法権を持つ
  + 大統領も権力を持つ
  + 国会も権力を持ち、権力のがんじがらめ。
  + 比例代表制が極度に公平であったため、多政党で何も決まらない。
  + ナチス　決められない政治から決断の政治へ（権力集中）
  + **民主主義のパラドックス：**権力の統制による政治の停滞　VS 政治権力集中による非民主化
  + 憲法は全てに優位し、政治運営上のカリキュラムとなることでこのパラドックスを緩和する。

憲法：

* 全ての機関が力を及ぼせる範囲の限界を規定できる。そのため、その憲法を超えるような行為＝憲法を変えることはいけない。
* ワシントンは三選を拒否した。これが憲法上の慣行として大統領制を採用する国で模倣された。民主主義の専制の防止。フルトン卿：権力は腐敗する。絶対的権力は絶対的に腐敗する。
* 任期には合理的説明がなく、経験則と歴史的慣行により決定している。だいたい二期ぐらい。
* カンボジア憲法：
  + 死刑廃止条項→ポル・ポトの反省、国家はもう人を殺さない。また、殺人者が多すぎた（内乱期）ため、その人たちの死刑はやめた。
  + カンボジアの政体変遷　君主制（シハヌーク）→共和制（ロンノル）→人民共和制（ポルポト）→立憲君主制（シハヌーク）

直言　ミャンマーの憲法

憲法第２条の代替わりを目撃する→ 憲法現象を目撃することができる。